

平成26年第2回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成26年3月25日若狭町議会第2回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（16名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	10番	小堀友廣君
11番	清水利一君	12番	藤本勲君
13番	大塚季由君	14番	小堀信昭君
15番	小林和弘君	16番	松本孝雄君

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 鳥居 充 書記 藤井和美

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	中村良隆
会計管理者	山名彰心	教育長	玉井喜廣
総務課長	田中秀明	政策推進課長	中村俊幸
環境安全課長	片山隆司	建設課長	谷口 壽
税務住民課長	北野美喜雄	観光交流課長心得	泉原 功
産業課長	小谷治和	教育委員会事務局長	蓮本直樹
健康課長心得	河原智恵美	福祉課長	小堀勝弘
パレア文化課長	森川克己	歴史文化課長	永江寿夫
上中病院事務長心得	西川英之	水道課長	小山田勝昭

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第12号 若狭町多目的交流広場条例の制定について
- 日程第 3 議案第13号 若狭町観光交流センター条例の制定について
- 日程第 4 議案第14号 若狭町道路情報発信センター条例の制定について
- 日程第 5 議案第15号 若狭町行政組織条例の一部改正について

- 日程第 6 議案第 16 号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 17 号 若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 18 号 若狭町税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 19 号 若狭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 20 号 若狭町熊川宿公開施設条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 21 号 若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 22 号 平成 26 年度若狭町一般会計予算
- 日程第 13 議案第 23 号 平成 26 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 14 議案第 24 号 平成 26 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 15 議案第 25 号 平成 26 年度若狭町直営診療所特別会計予算
- 日程第 16 議案第 26 号 平成 26 年度若狭町介護保険特別会計予算
- 日程第 17 議案第 27 号 平成 26 年度若狭町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 28 号 平成 26 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 29 号 平成 26 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 30 号 平成 26 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 31 号 平成 26 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 32 号 平成 26 年度若狭町営住宅等特別会計予算
- 日程第 23 議案第 33 号 平成 26 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 34 号 平成 26 年度若狭町水道事業会計予算
- 日程第 25 議案第 35 号 平成 26 年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 26 議案第 36 号 平成 26 年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算
- 日程第 27 議案第 37 号 若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレオ若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 38 号 若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 39 号 若狭町営バスの指定管理者の指定について
- 日程第 30 議案第 40 号 町道路線の変更について

- 日程第 3 1 議案第 4 1 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 2 請願第 1 号 住民の命と健康を守る立場から、国に対して原発の再稼働審査について慎重審議を求める意見書を提出してください。
- 日程第 3 3 発委第 1 号 T P P 交渉並びに米政策に関する意見書について
- 日程第 3 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 5 議員の派遣について

(午前 11 時 24 分 開会)

○議長 (藤本 勲君)

ただいまの出席議員数は 16 名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

～日程第 1 会議録署名議員の指名について～

○議長 (藤本 勲君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、1 番、渡辺英朗君、2 番、島津秀樹君を指名します。

～日程第 2 議案第 12 号から日程第 32 請願第 1 号～

○議長 (藤本 勲君)

日程第 2、議案第 12 号「若狭町多目的交流広場条例の制定について」から日程第 32、請願第 1 号「住民の命と健康を守る立場から、国に対して原発の再稼働審査について慎重審議を求める意見書を提出してください。」までの 31 議案を一括議題にします。

この 31 議案については、去る 3 月 5 日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、清水利一君。

○総務産業建設常任委員会委員長 (清水利一君)

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る 3 月 5 日、平成 26 年第 2 回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました議案は、条例の制定及び条例の一部改正の 7 件、指定管理者の指定 1 件、町道路線の変更 1 件、認定 1 件、請願 1 件であります。

議案審査のため、3 月 6 日午前 9 時より、付託議案審査のため、委員全員出席のもと、議案説明者として、森下町長、中村副町長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

議案第 13 号「若狭町観光交流センター条例の制定について」は、三方五湖、常神半島への周遊観光の玄関口として、縄文プラザ一帯を新たな観光拠点に整備し、道の駅として登録していく中で、道の駅に必要な 3 機能のうち、地域の連携機能を持つ施設を設

置する必要があるので、条例の制定をするものです。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、施設の中に物をつくる場所はないのか。野菜等をつくっている生産者から、施設ができれば入りたいとの要望を聞いているが、その考えは。

答、中には加工施設がなく、研修会議用の施設を利用することは可能であるが、エコファームが指定管理をしている野菜売り場の方には、そのまま出させていただく考えで、縄文プラザの向かい側にある里山里海湖研究所があるので、時期がきたらそちらで体験できるように考えている。

問、三方駅の関連と、新たな雇用が創出されるのか。

答、観光交流センターは、指定管理者を導入することでどうかとの話をしている。駅の機能は残るので、観光案内は十分ではないが、できると思う。観光交流センターの機能が拡充されるので、人員は少しは増えると思う。

問、通常、道の駅には食べ物が販売されているか食堂がある。ドライブイン組合と厳しいやりとりがあったことは把握しているが、利用者から食べ物の要望や食堂の声が出てくるのでは。検討するように。

答、食堂は必要だと聞いている。ドライブイン組合との協議もあり検討したが、食べ物の施設はできない。今後、加工品、パン屋等の人気の店を検討したい。

続いて、議会全員協議会で休館日設定の第9条についての異議があったが、何も検討されないまま当委員会に出されたことの質疑があり、その検討過程を経た上、議長に議案の一部訂正依頼届けがありました。

その後、訂正箇所の対照表で説明を受け、議長から13日の本会議に委員会で訂正案に基づいて審議した旨の報告をしてもらう手順を踏む上で、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、本案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号「若狭町道路情報発信センター条例の制定について」は、議案第13号「若狭町観光交流センター条例の制定」に関連して、本町を訪れる観光客及び国道162号線の利用者等の利便を図るため、設置をするものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、情報提供の範囲はどこからどこまでか。24時間体制となると、町での収集とオペレーターはできるのか。

答、道路情報の範囲は嶺南が中心で、広域では中部圏内もある。基本的には県が設置して町が委託する。誰かがつきっきりにならなくてよい。

問、案内の看板が中国、台湾に宣伝に行っているのに日本語だけになっている。年縞

などの宣伝をするのなら、きちんとした看板を考えるように。

答、町で設置しているのは不足している。県内の看板は英語表記が一緒にされている。これからは東アジア関係が増えてくるので今後考えたい。

問、防犯関係で防犯カメラの設置をお願いします。

答、検討する。

続いて、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号「若狭町行政組織条例の一部改正について」であります。福祉課及び健康課の事務分掌を変更するため、条例の改正が必要となるものです。

特筆すべき意見、討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」であります。旅費宿泊料を減額するものであります。

特筆すべき意見、討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号「若狭町一般職の職員で旅費に関する条例の一部改正について」であります。同じく旅費宿泊料を減額するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、世間はベースアップの動きがある。仕事をする意欲がなくなるのでは。

答、住民に姿勢を見せるのも行政の一職員としての役割だと思う。

続いて、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号「若狭町税条例の一部改正について」であります。地方税法の一部を改正する法律に伴い、条例の改正が必要とするものであります。

特筆すべき意見、討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。地方税法の一部を改正する法律に伴い、条例の改正が必要とするものであります。

特筆すべき意見、討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号「若狭町営バスの指定管理者の指定について」であります。常神三方線の運行管理手続等に関する議会の議決を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、1日何往復か。時間はどうなっているのか。

答、主要施策一覧表の町営バス常神三方線の内容で時間変更も今回行う。小川・常神の区長さんにも聞き取りをして時間変更もしている。

続いて、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号「町道路線の変更について」であります。大鳥羽・小原間の町道1001号線、海土坂の町道1317号線、1318号線、1324号線、鳥浜の町道東部148号線の路線変更に伴い、議会の議決を必要とするものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、町道148号線の突きあたりはニュータウンになるが、将来的にスマートインターとの連携の考えは。

答、今のところ路線変更の計画はない。スマートインターができて交通量等を考えながら検討する。

続いて、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号「町道路線の認定について」であります。小原の町道1710号線、鳥浜の町道東部287号線、気山の町道288号線、289号線、290号線、291号線の路線認定に伴い、議会の議決を必要とするものであります。

特筆すべき意見、討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました請願の審査報告をいたします。

請願第1号「住民の命と健康を守る立場から、国に対して原発の再稼働審査について慎重審議を求める意見書を提出してください。」について、紹介議員である北原武道君より請願内容とその理由を聞き、意見聴取及び討論を行いました。

意見書については、国の規制委員会が協議している最中で、一自治体として慎重審議を求める意見書の提出は必要ないという意見の集約でもって討論はなく、採決の結果、委員全員、不採択にすべきものと決定いたしました。

最後に、「TPP交渉並びに米政策に関する要請書について」の陳情書の取り扱いについては、各委員の意見聴取を行い、討論はなく、採決の結果、委員全員賛成で、「発委」でもって意見書を提出すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（藤本 勲君）

教育厚生常任委員会委員長、北原武道君。

○教育厚生常任委員会委員長（北原武道君）

教育厚生常任委員会委員長報告、平成26年3月25日。

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る3月5日の本会議において、当委員会に審査を付託された案件は、条例の制定1件、一部改正2件、指定管理者の指定2件であります。

3月7日午前9時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、田中総務課長ほか関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第12号「若狭町多目的交流広場条例の制定について」であります。これは、このたび設置される若狭町多目的交流広場に関して条例を定めるものであります。なお、本広場は平成30年、福井国体の公開競技であるグランドゴルフ及びゲートボールの競技会場となる予定のものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、高麗芝（こうらいしば）を使うと聞いている。管理はどのように行うのか。

答、専門家の指導を受けて、教育委員会が直営で管理する。教育委員会で管理するのに適しているので、高麗芝に決めた。

問、水はどうするのか。

答、芝生に上水の散水栓を6カ所設けている。上水ばかり使うと費用がかさむので、動力式の散水機を購入し、湧き水や河川水も利用する。

問、テクノパーク・コースと今回のコースで、使用料は同じか。

答、テクノパークは条例で600円と定めているが、12条の減免で、実際は300円。今回、基本的に600円で御理解いただきたい。町内使用者はどうするか、減免については教育委員会で考える。

問、15条の損害賠償は、入り口に表示が必要。そうすれば使用者も大事に使う。

答、わかりました。

問、「こけら落とし」はするのか。

答、4月にゲートボール場が完成し、使用可能になる。グランドゴルフ場は、芝を張るので10月まで使用できない。10月に県外を含めた大会を開き、全体の「こけら落とし」にする。

問、管理棟は常駐者がいるのか。

答、常駐は考えていない。

問、指定管理の考え方はあるのか。

答、国体後には、考える必要があると思っている。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、採決を行いました。採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号「若狭町熊川宿公開施設条例の一部改正について」であります。これは、熊川宿体験交流施設を設置すること並びに旧逸見勘兵衛家住宅の土蔵を新たに活用することに伴い、同条例の一部を改正するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、体験交流施設の管理はどこがするのか。

答、日常管理、錠の開閉、トイレの清掃は、下ノ町の同志会の方にお世話になる。

問、利用形態はどのようなものか。

答、基本的にはトイレである。熊川には、蔓細工、木工細工、陶芸、手芸、彫刻の方がいる。そういう体験が考えられる。語り部に話をさせていただくとか、語り部の研修をするとかも考えている。

問、逸見勘兵衛家の土蔵をオープンするのは、そういう要請があったのか。

答、従来は土蔵を見ていただくだけだった。現代美術・アートの作品を展示したいという要請があった。無償で貸すわけにはいかないので、今回、その項目を入れた。

問、ここで町がイベントを主催する計画はないのか。

答、土蔵の奥までスペースができたので、広く活用していきたい。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、採決を行いました。

採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」であります。これは、助成の対象者として現行条例で明記されている寡婦の定義がわかりにくく、誤解を招きやすかったため、助成の対象者をより明確にするために同条例の一部を改正するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、シングルマザーは医療費の助成はないのか。

答、母子家庭に該当する。母子及び寡婦福祉法第6条で謳っている。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、採決を行いました。

採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号「若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援

ハウス及びパレア若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定について」であります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、社協から食事つくりに行く人の味つけがよくない。クレームがある。若い調理員は年寄りに合った味つけができない。

答、社協に気をつけるように指導する。

問、「きららの湯」のお湯を運んで「パレアの湯」で使うという話はどうなっているか。検討結果はどうか。

答、「きららの湯」の泉質は塩分濃度が高く、設備、機械に与える影響が大きい。検討途中なので、もう少し時間が欲しい。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、採決を行いました。

採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について」であります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、経営的にはうまくいっているようだ。委託料507万6,000円はこれからもずっと払うのか。

答、町から500万円程度委託料を払い、運営していただいている。経営的には楽観できない状況である。

問、ミズノの職員は5名か。

答、臨時を含めて5名。正職員は1名である。

問、利用者の町内、町外の割合はどうか。

答、町内の方が6割、町外の方が4割である。

問、お年寄りの指導も利用料をとっているのか。

答、健康指導の目的で、公民館などに出向いて実施する「きっかけづくり」の際は料金はいただいている。その後、「これはいい」ということで、パレアに来て施設を利用されるとお金がかかる。ミズノのスタッフが地域に出向き、健康課と協力して「きっかけづくり」を行っている。地域づくり協議会ができたので、そういう場も活用して充実していきたい。興味・関心を持ち、フィットネスに来ていただく方を増やしたい。

問、健康課からも説明してもらいたい。

答、介護予防事業・健康教室は年間40回近く実施している。フィットネスに依頼し、講師として行っていただいている。また、特定保健指導の該当者になった人は、無料券を使って年1回だけフィットネスで体験できる。その後は利用料を払って継続してもら

うようにしている。現在、二、三名の方が継続している。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、採決を行いました。

採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、教育厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（藤本 勲君）

予算決算常任委員会委員長、小堀信昭君。

○予算決算常任委員会委員長（小堀信昭君）

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

去る3月5日、平成26年第2回若狭町議会定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案第22号「平成26年度若狭町一般会計予算」から議案第36号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算」15件で、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、山名会計管理者、田中総務課長ほか関係課長等の出席を求め、議案審査を3月14日初日1名欠席、その後、委員全員出席のもと、17、18、19日の4日間開催、その審査報告を行います。

全議案、万単位で報告をいたします。

議案第22号「平成26年度若狭町一般会計予算」の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,652万円と定めるもので、歳入の主なものは、町税17億4,286万円、地方譲与税1億1,100万円、地方消費税交付金2億700万円、ゴルフ場利用税交付金1,890万円、自動車取得税交付金2,700万円、地方交付税41億2,000万円、分担金及び負担金2億3,285万円、使用料及び手数料8,612万円、国庫支出金8億4,139万円、県支出金10億4,488万円、財産収入7,265万円、繰入金6億4,853万円、繰越金1億円、諸収入2億7,068万円、町債5億9,750万円で、歳出の主なものは、議会費1億1,023万円、総務費13億4,954万円、民生費23億6,024万円、衛生費10億6,910万円、労働費2,610万円、農林水産業費9億9,401万円、商工費3億5,304万円、土木費13億371万円、消防費4億371万円、教育費7億6,305万円、災害復旧費4,933万円、公債費13億5,141万円となっており、その主要事業を申し上げます。

総務課関連では、庁舎等改修事業2,600万円、選挙費1,116万円、統計調査費419万円。

政策推進課関連では、イメージアップ・PR事業1,540万円、若狭瓜割エコビレッジ推進事業2,183万円、公共交通推進事業5,305万円、企業誘致促進事業1億1,599万円、三方パーキングエリアスマートインターチェンジ整備事業2,033万

円。

環境安全課関連では、防災諸費 5 2 3 万円、斎場管理運営事業 1, 9 6 5 万円、清掃総務費 3 億 7, 2 6 0 万円、一般廃棄物処理事業 7, 5 9 5 万円、一般廃棄物処理施設運営事業 2, 2 8 9 万円、消防費事業 4 億 3 7 1 万円。

福祉課関連では、社会福祉協議会事業 2, 1 6 2 万円、福祉バス運行事業 1, 3 0 2 万円、社会福祉施設管理事業 2, 4 5 0 万円、臨時福祉給付金給付事業 6, 4 6 7 万円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業 2, 5 1 8 万円、訓練等給付費事業 8, 7 6 8 万円、障害者介護給付費事業 2 億 2, 8 0 2 万円、施設補助事業 3, 1 8 0 万円、児童手当事業 2 億 4, 3 6 4 万円、ふれあい保育事業 2, 5 4 4 万円、民間保育所運営事業 5, 5 8 2 万円、岬保育所管理運営費 1, 1 3 5 万円。

健康課関連では、国民健康保険特別会計繰出金事業 1 億 4, 2 9 7 万円、後期高齢者医療事業 1 億 7, 8 7 7 万円、後期高齢者医療特別会計繰出金事業 4, 7 1 1 万円、心身障害者（児）医療無料化対策事業 8, 2 6 0 万円、子ども医療費助成事業 4, 5 6 9 万円、直営診療所特別会計繰出金事業 1, 8 3 0 万円、妊婦・乳児健康診査事業 1, 2 9 7 万円、乳幼児等予防接種事業 2, 6 7 2 万円、成人保険事業 1, 9 3 7 万円。

建設課関連では、農地・水保全管理支払交付金事業 1, 8 2 1 万円、県営かんがい用水事業 3, 0 9 5 万円、農道保全対策事業負担金 3, 2 5 0 万円、観光まちなみ魅力アップ事業 4 億 1, 3 7 5 万円、社会資本整備総合交付金で町道東部 5 5 号線改良事業 1, 5 0 0 万円、町道南部 5 4 号線改良事業 2, 0 0 0 万円、町道 1 8 号線改良事業 7, 0 0 0 万円。

産業課関連では、新規就農者支援事業 6 1 4 万円、有害鳥獣対策事業 6, 8 4 7 万円、美浜・三方環境衛生組合負担金事業（堆肥化施設） 6, 3 3 8 万円、松くい虫被害総合対策事業 8 7 6 万円、水産振興対策事業 1, 0 0 0 万円、商工会育成事業 1, 0 7 2 万円。

観光交流課関連では、若狭・三方五湖ツーデーマーチ事業 9 0 0 万円、地域間交流活性化イベント事業 1, 2 5 0 万円、観光まちなみ魅力アップ事業 5, 0 2 0 万円、舞鶴若狭自動車道全線開通記念観光誘客促進事業 1, 3 5 0 万円、観光宿泊施設管理事業 1, 5 4 9 万円。

パレア文化課関連では、パレア若狭運営事業 3, 6 4 7 万円、文化振興事業 3 6 5 万円。図書館運営事業では、パレア若狭図書館 5 3 3 万円、三方図書館 3 6 6 万円。

歴史文化課関連では、熊川保存整備事業 3, 6 9 9 万円、古墳史跡保存整備事業 3 0 0 万円。

教育委員会関連では、学校施設整備事業 9, 0 7 0 万円、給食センター費 6, 4 1 3 万

円、小学校教育振興事業 3,665 万円、中学校教育振興事業 2,207 万円。

バス運行費では、小学校費で 855 万円、中学校費で 1,732 万円、三十三公民館建築事業 800 万円、放課後児童健全育成事業 1,572 万円、地区公民館活動事業 3,964 万円、野外運動施設管理事業 1,850 万円等であります。

審査過程における主な質疑を申し上げます。

総務課関連では、

問、一般会計歳入の繰入金、このごろ財政調整基金の取り崩しが多い、財政の硬直化が心配される。平成 26 年度見込みでの基金残高は。

答、予定の残高は 6 億円余り。

政策推進課関連では、

問、エコビレッジのシンボルタワー、エコタワーの規模はどのようなものか。

答、この地域は自然エネルギーを勉強していただく地域で、水力、太陽光、風力など、このエコタワーはここがエコビレッジであるというシンボルで大きくない。

問、常神線のバス運賃、消費税が上がるが、上げないのか。

答、上げない。

環境安全課関連では、

問、環境まちづくり推進事業でのペレットストーブ、現在の推進状況は。

答、40 台足らずである、値段も高く、あまり普及していない。

問、防災諸費で原子力防災費は 1 円もないのか。

答、原子力防災として計上はしていない。啓発活動は必要なので、広報などを利用していく。

観光交流課関連では、

問、神子の山桜、どのようにライトアップするのか。

答、26 年度では考えていない。常神、遊子集落の桜をライトアップし、27 年度は西浦集落内の桜をライトアップする。山をライトアップすることは考えていない。

問、若狭・三方五湖ツーデーマーチでコースに舞鶴若狭道を歩くことが入っている。いい企画だと思うが、PR 不足だと思うが。

答、全国から申し込みが来ている。参加券を送付するときに周知するとともに町民にもあらゆる手段を使って周知していく。

税務住民課関連では、

問、滞納整理機構、職員を派遣しているが、滞納は減っているのか。

答、長期滞納者が一旦ゼロになったり実績は上がっている。

問、自動交付機利用数は年間何件か。

答、年間約540件ぐらいである。

建設課関連では、

問、町道18号線の改良事業、用地買収は今年中に済ませるのか。

答、25年度予算と26年度予算で対応する。

問、体育館までに続いて今後の計画は。

答、まず中学校までを確実に開通して、その後は財政、要望等と加味して進めていくものであれば進めていく。

問、河内川ダム、町の負担金の金額は。

答、年度割、かんがい配水は、27年度4,130万円程度追加、28年度4,380万円程度、29年度5,770万円程度、30年度5,290万円の予定。

産業課関連では、

問、有害鳥獣対策、個人で電気柵を張って予防される方に対して補助はないのか。

答、現在は金網柵で取り組んでいる。当初予算では考えていない。今後検討する。

問、小動物のハクビシン、アライグマが増えているが、今後の駆除の考えは。

答、小動物の捕獲は、報償費の2,700万円の事業の中で取り組む。

健康課関連では、

問、心身障害者（児）医療無料化対策事業の所得制限をどこでかけているのか。

答、扶養親族が0人の場合では、本人所得が459万6,000円で、配偶者と扶養義務者がいる場合、628万7,000円の限度額で人数によって変わる。

福祉課関連では、

問、福祉バス、朝便でレイクヒルズ病院に行った方がお昼に帰れない。利便性がよくなれば、患者も増えるのではないか。

答、診察の具合で、10時41分発の後は13時41分発なので昼をまたぐが、現在はこの形で運行をしている。

問、臨時福祉給付金給付事業、給付対象者の加算分2,500人は基本分の4,700人に含まれるのか。

答、含まれている。

パレオ文化課関連では、

問、図書館費の2つの運営事業の報償費の内容は。

答、行事を行う際の講師に支払っている。

問、カルチャー事業の体操とはどのようなものか。

答、日常使う簡単な体操教室を2日間実施する。フィットネスの新規加入者を増やすのと健康づくりと両方あわせている。

問、「アンネの日記」、破られてないと思うが、年間何人ぐらい借りるのか。

答、事件後、全て確認し、破損はなかった。その後、貸し出しが増えている。

歴史文化課関連では、

問、古墳史跡保存整備事業、報告書の刊行とのことだが、財政が厳しき中、一般財源でなされている。文化庁の資金を導入し、作成するのがベターではないのか。

答、国の補助金利用をと財政からも要求されたが、既に写真概報も出しており、補助金等は受けられない。向山古墳の報告書を作ることが次のステップになると文化庁の指導もある。

教育委員会関連では、

問、熊川小の耐震工事をしたとき、調理員の休憩室にエアコンが設置されたと聞く。方向性が決まっていたときには必要かどうか考えられなかったのか。

答、25年度で耐震とリフレッシュ工事を実施した。厨房の工事も実施したが、方針転換と考え方の順序が逆になった。26年度の厨房の使用は、調理は給食センターで行い、食器等の後片づけ保管は熊川小で行う。財政の効率化ということで御理解をいただきたい。

問、9月議会で教育厚生常任委員会に審査依頼された「理科教育設備整備等に関する要望書」、教育委員会事務局に伝えたが、どうなっているのか。

答、今後、学校に説明をする。

問、小学校教育振興事業の1,000万円減額の内訳は。

答、学習支援員数の減である。

問、小中学校の成績は現在も高水準を維持しているのか。

答、全国的には以前申したとおりであり、最近では小学校5年生の調査で学校によって若干違っているが、県内の平均値を上回っている。

その後、総務課長より、14日の環境安全課関連の質問で防災諸費の中で原子力防災費、答弁では1円もないと答えたが、十分に精査した結果、総務管理費の防災諸費の中での経費を使いながら、今後、原子力防災関係の新機材の整備と原子力防災のPR・啓蒙に努めたいと考えている。また、原子力関係の住民避難計画で県が2分の1の経費を負担してもらえるので、6月か9月議会で対応する。国・県の予算が不透明な部分があるが、補助を頼りながら準備したいとの報告がありました。

以上、活発な質疑のもと、審査した結果、議案第22号「平成26年度若狭町一般会

計予算」は、賛成多数によって、原案可決すべきことに決しました。

次に、議案第23号から議案第36号までの特別会計、事業会計の報告をします。

議案第23号「平成26年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億5,638万円とするもので、その主なものは、歳入では、国民健康保険税3億8,721万円、国庫支出金3億3,611万円、療養給付費等交付金1億6,820万円、後期高齢者交付金5億4,108万円、県支出金7,712万円、共同事業交付金2億355万円、繰入金1億4,297万円。

歳出では、保険給付費12億4,607万円、後期高齢者支援金等2億2,154万円、介護納付費1億258万円、共同事業拠出金2億1,962万円、保険事業費4,767万円、諸支出金564万円となっており、主なものは、療養諸費10億9,759万円、高額療養費1億3,849万円、出産育児諸費840万円、後期高齢者支援金等2億2,154万円、介護納付金1億258万円、共同事業拠出金2億1,962万円、特定健康調査費1,264万円、総合保険事業費3,419万円であります。

次に、議案第24号「平成26年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,338万円と定めるもので、歳入歳出の主なものは、歳入では、後期高齢者医療保険料1億2,626万円、繰入金4,711万円は、一般会計からの繰入金であり、歳出では、総務費139万円、後期高齢者医療広域連合納付金1億7,198万円であります。

次に、議案第25号「平成26年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,345万円（三診会計8029万円・巡診会計316万円）と定めるもので、歳入歳出の主なものは、三診の歳入では、診療収入5,494万円は外来収入で、繰入金2,230万円は一般会計繰入金と基金繰入金であります。諸収入115万円、歳出では、総務費5,358万円、医業費2,650万円、予備費20万円となっています。

巡診会計の歳入では、診療収入296万円、繰越金20万円で、歳出は、総務費94万円、医業費201万円、予備費20万円となっております。

次に、議案第26号「平成26年度若狭町介護保険特別会計予算」、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億761万円（介護保険事業勘定17億7,804万円・介護保険サービス事業勘定2,957万円）と定めるもので、介護保険事業勘定の歳入歳出の歳入では、保険料2億7,522万円、国庫支出金4億3,477万円、支払基金交付金4億9,535万円、県支出金2億5,596万円、繰入金2億5,870万円、町債5,595万円で、歳出では、総務費4,144万円は、総務管理費、介護認定

審査会費、計画策定委員会費で、保険給付費 1 億 9,377 万円は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費などで、地域支援事業費 4,230 万円は、介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費となっております。

介護保険サービス事業勘定の歳入では、サービス収入 545 万円、繰入金 2,411 万円、歳出では、サービス事業費 545 万円、諸支出金 2,411 万円は、パレア・やすらぎの償還金であります。

次に、議案第 27 号「平成 26 年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 5,362 万円と定めるもので、歳入歳出の主なものは、歳入では、分担金及び負担金 540 万円、使用料及び手数料 1 億 3,930 万円、繰入金 810 万円。

歳出では、簡易水道事業費 1 億 1,629 万円の簡易水道建設費では、三十三地区水道施設の送配水管老朽による布設替工事等も入っており、公債費は 3,712 万円であります。

次に、議案第 28 号「平成 26 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 176 万円と定めるもので、歳入は、農業者労働災害共済事業収入 176 万円。

歳入は、農業者労働災害共済事業費用 176 万円で、歳出の主なものは、総務費 71 万円、災害補償費 104 万円であります。

次に、議案第 29 号「平成 26 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 9,344 万円と定めるもので、歳入歳出の主なものは、歳入では、分担金及び負担金 655 万円、使用料及び手数料 1 億 2,897 万円、繰入金 2 億 5,632 万円、諸収入 160 万円。

歳出では、集落排水処理事業費 1 億 5,332 万円は、集落排水処理施設総務費 1,759 万円、集落排水処理施設管理費 1 億 2,673 万円、集落排水施設建設費 899 万円で、公債費 2 億 3,992 万円であります。

次に、議案第 30 号「平成 26 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,776 万円と定めるもので、歳入歳出の主なものは、歳入では、使用料及び手数料 1,846 万円、繰入金 1,886 万円、諸収入 43 万円で、歳出では、集落排水事業費 2,772 万円、公債費 999 万円、予備費 5 万円であります。

次に、議案第 31 号「平成 26 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」、歳入歳出

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,552万円と定めるもので、歳入歳出の主なものは、歳入では、分担金及び負担金655万円、使用料及び手数料1億2,457万円、繰入金4億281万円、諸収入153万円で、歳出では、公共下水道事業費1億4,960万円には公共下水道事業総務費3,376万円、公共下水道施設管理費1億1,083万円、公共下水道施設建設費500万円が含まれており、公債費3億8,572万円であります。

議案第32号「平成26年度若狭町営住宅等特別会計予算」、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億315万円と定めるもので、歳入歳出の主なものは、歳入、使用料及び手数料8,975万円、繰入金1,298万円、繰越金38万円。

歳出、町営住宅事業費6,565万円、公債費3,730万円、予備費20万円であります。

議案第33号「平成26年度若狭町土地開発事業特別会計予算」、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,430万円と定めるもので、歳入歳出の主なものは、歳入では、財産収入1,000万円、繰越金130万円、町債300万円。

歳出では、土地開発事業費727万円、予備費702万円であります。

議案第34号「平成26年度若狭町水道事業会計予算」、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるもので、収入では、水道事業収益1億7,141万円、支出では、水道事業費用1億7,141万円。

資本的収入及び資本的支出では、資本的収入2,970万円、資本的支出1億2,098万円。

資本的収入及び支出の予定額は、不足する額9,127万円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものであります。

議案第35号「平成26年度若狭町工業用水道事業会計予算」、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるもので、収入、工業用水道事業収益4,813万円、支出、工業用水道事業費用4,813万円。

資本的収入及び支出では、資本的収入1,912万円、資本的支出1,912万円は、河内川ダム建設負担金であります。

議案第36号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算」、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるもので、収入、病院事業収益7億3,018万円、支出、病院事業費用7億7,477万円。

資本的収入及び支出、資本的収入324万円、資本的支出3,525万円、資本的収

入額が資本的支出額に対し不足する額3,201万円は、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金取崩及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものであります。

次に、審査の過程における主な質疑や意見を申し上げます。

議案第23号関連では、

問、葬祭諸費が150万円とあるが、国保関係で30名しか対象者はいないのか。

答、75歳以上は後期高齢者医療になるので、75歳以下が対象となる。

問、介護保険料はいつ見直しをするのか。

答、来年からです。

議案第24号関連では、

問、国保と後期高齢者のそれぞれの総人数は。

答、国保は4,048人、後期高齢者2,863人。

議案第26号関連では、

問、新規加入金は近隣市町と比べて高いのか。

答、ほぼ同じか少し高いと思う。

議案第28号関連では、

問、本年度の災害補償費の支払い額は。

答、現在10名で110万円ぐらいの状況。

問、共済には誰でも入れるのか。

答、原則、福井県農業共済組合へ申請しているのが基本で、希望されれば、農地を持っていれば加入できる。

議案第29号関連では、

問、新規加入のときは工事代金の2分の1が補助されるが、使われてない権利を譲ってもらうときは2分の1の補助はないのか。

答、権利を譲ってもらうときは、移設扱いになるので補助はない。

議案第34号関連では、

問、実際の資金の流れがわかる資料は。

答、予算書7ページで金額の動きがわかる。

問、水利権はどのぐらいの年月か。

答、水利権の更新のときに経費がかかるので、その分を償却している。

議案第35号関連では、

問、支出の費用が下がっているのは、取水量が減少するのか。

答、取水量は特に減少しない。

議案第23号「平成26年度若狭町国民健康保険特別会計予算」から議案第35号「平成26年度若狭町工業用水道事業会計予算」の13議案は、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第36号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算」は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の26年度予算審査の報告とさせていただきます。

○議長（藤本 勲君）

各委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第12号「若狭町多目的交流広場条例の制定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

議案第12号「若狭町多目的交流広場条例の制定について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「若狭町観光交流センター条例の制定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

議案第13号「若狭町観光交流センター条例の制定について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「若狭町道路情報発信センター条例の制定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

議案第14号「若狭町道路情報発信センター条例の制定について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「若狭町行政組織条例の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

議案第15号「若狭町行政組織条例の一部改正について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「若狭町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

討論なしと認め、採決を行います。

議案第16号「若狭町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(藤本 勲君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

討論なしと認め、採決を行います。

議案第17号「若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(藤本 勲君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「若狭町税条例の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

討論なしと認め、採決を行います。

議案第18号「若狭町税条例の一部改正について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(藤本 勲君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」の討論を行い

ます。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

討論なしと認め、採決を行います。

議案第19号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(藤本 勲君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「若狭町熊川宿公開施設条例の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

討論なしと認め、採決を行います。

議案第20号「若狭町熊川宿公開施設条例の一部改正について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(藤本 勲君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

討論なしと認め、採決を行います。

議案第21号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「平成26年度若狭町一般会計予算」の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

議案第22号「平成26年度若狭町一般会計予算」であります。

本案に対する委員長報告は可決すべきものということではありますが、私は、本案、否決すべきものというふうに考えておりますので、反対討論を行います。

予算書146ページ、歴史上の人的文化遺産顕彰事業49万4,000円の支出であります。これは佐久間艇長遺徳顕彰式典を町行政が主催、実施するものです。言うまでもなく、誰を偉人と思うかは、人の内心の問題です。憲法19条は内心の自由を侵してはならないことを謳っています。町行政が特定の人物を偉人と決めつけ、全町民に押しつける、つまり公金を使って特定の人物を顕彰することは、明らかに憲法19条違反です。

予算書64ページ、社会福祉費、一般社会福祉事業の中の奉賛会等補助金32万2,000円であります。これは若狭町英霊奉賛会への補助金です。昨年までの委託料が補助金になったのは改善です。しかし、若狭町英霊奉賛会は会則がない、つまり実態がない団体です。公金を受け取れる団体でないことは明白です。

予算書53ページ、公共交通推進事業の中の嶺南地域鉄道建設整備積立金負担金5,010万円あります。これは琵琶湖若狭湾快速鉄道の積立金です。この積立金総額は、近い将来の具体的な支出予定がない中で既に約71億円に達しています。これ以上の積み立ては一旦停止し、鉄道計画の具体化を待つべきです。毎年の5,010万円は大金です。より必要性、緊急性の高い事業に振り向けるのが妥当であると思います。

以上3点が反対理由であります。

採決の結果、本案否決となった場合には、以上3点に関して修正を希望するものです。ありがとうございました。

○議長（藤本 勲君）

賛成の討論はありませんか。15番、小林議員。

○15番（小林和弘君）

一般会計議案第22号に対する賛成討論をいたします。

1点目の顕彰会に関する話でありますけれども、ここは、都会と違って我々田舎では、

100%法律を前面に出したら、多くの伝統的な、あるいは遺徳顕彰会的な行事や事業は継続することは困難な場合が大変多いというふうに私は思います。先人の偉大な業績を顕彰することは、後世の我々の務めであり、どうしてもこういうことはやっていく必要があります。今回の事業も町長が先頭に立って進めていただいているので、何とか顕彰されているわけでありますけれども、もし町長が、法律がこうだということで一切やめたとなったときには、恐らくその時点で消えてしまうのではないのでしょうか。町長も極力法的に問題のない方法を模索しながら進められており、そのことも十分理解すべきであります。このような理由にて、議案第22号については、原案賛成をいたします。

それから、もう一つ、快速鉄道の話を行いました。去年も随分同じことがあってしましたので、多くは言いませんが、この若狭地方は、明治時代からの本当に先人の夢であります。ざっと400億円ほどのお金をつくらうとしてやって、今、70億円ということですが、その中心はこの若狭町なんです。若狭町が積み立てをやめた、よかったなあ、福井県全部がやめるわけです。こういうばかなことを若狭町から発信することは、多分、新聞記者もいらっしゃると思いますが、このことは、ひとつ反対意見が出ているということは載せてもらったら困るというふうなことをひとつお願いして私の賛成討論といたします。

○議長（藤本 勲君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

議案第22号「平成26年度若狭町一般会計予算」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（藤本 勲君）

起立多数です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「平成26年度若狭町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

議案第23号「平成26年度若狭町国民健康保険特別会計予算」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「平成26年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

議案第24号「平成26年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「平成26年度若狭町直営診療所特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

議案第25号「平成26年度若狭町直営診療所特別会計予算」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「平成26年度若狭町介護保険特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

討論なしと認め、採決を行います。

議案第26号「平成26年度若狭町介護保険特別会計予算」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(藤本 勲君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「平成26年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

討論なしと認め、採決を行います。

議案第27号「平成26年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(藤本 勲君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号「平成26年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

討論なしと認め、採決を行います。

議案第28号「平成26年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(藤本 勲君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号「平成26年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

討論なしと認め、採決を行います。

議案第29号「平成26年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(藤本 勲君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号「平成26年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

討論なしと認め、採決を行います。

議案第30号「平成26年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(藤本 勲君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号「平成26年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

討論なしと認め、採決を行います。

議案第31号「平成26年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」に対する委員長報

告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号「平成26年度若狭町営住宅等特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

議案第32号「平成26年度若狭町営住宅等特別会計予算」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号「平成26年度若狭町土地開発事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

議案第33号「平成26年度若狭町土地開発事業特別会計予算」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号「平成26年度若狭町水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

議案第34号「平成26年度若狭町水道事業会計予算」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号「平成26年度若狭町工業用水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

議案第35号「平成26年度若狭町工業用水道事業会計予算」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

議案第36号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号「若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生

活支援ハウス及びパレア若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

討論なしと認め、採決を行います。

議案第37号「若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレア若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(藤本 勲君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

討論なしと認め、採決を行います。

議案第38号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(藤本 勲君)

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号「若狭町営バスの指定管理者の指定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

討論なしと認め、採決を行います。

議案第39号「若狭町営バスの指定管理者の指定について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願

います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第40号「町道路線の変更について」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

議案第40号「町道路線の変更について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第41号「町道路線の認定について」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

議案第41号「町道路線の認定について」に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（藤本 勲君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

～日程第32 請願第1号～

○議長（藤本 勲君）

次に、請願第1号「住民の命と健康を守る立場から、国に対して原発の再稼働審査について慎重審議を求める意見書を提出してください。」の討論を行います。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、まず、原案に賛成者の発言を許します。7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

それでは、本請願に賛成、採択すべしという討論を行います。

委員長報告によりますと、委員会での討論、質疑で、原発の再稼働審査については、国の規制委員会が協議している最中なので、一自治体が審議に関して意見書を提出する必要はないと、つまり規制委員会に任せればよろしいということで意見が集約されたということでもあります。規制委員会は、ある原発について、それが規制基準をクリアしているかどうかを審査するだけです。外国のように、周辺地域の防災計画、避難計画がしっかりできているかどうかは審査いたしません。私は、このような審査のあり方の背景には、規制基準をクリアしていれば、原発は絶対事故を起こさない。したがって、防災計画、避難計画は形だけあればよいという考え方、つまり相変わらずの安全神話がひそんでいるとしか思えません。備えあれば憂いなしと言います。安全神話で備えをしていなかったのが福島事故です。

現在、全国16基の原発が再稼働の申請を出していますが、多くの場合、防災計画が不十分であったり、避難計画ができていなかったりします。本請願は、原発の再稼働について審査するなら、規制基準をクリアしているかどうかだけでなく避難計画がしっかりできているかどうかを審査してください。もっと慎重に審査してくださいという意見を国に提出してくださいというものです。当然の主張です。本請願は、採択すべしと思います。ありがとうございました。

○議長（藤本 勲君）

次に、議案に反対者の発言を許します。15番、小林和弘君。

○15番（小林和弘君）

先週は大変、北原議員に対する応援の議論をしましたが、今日は反対ばかりで、何も北原議員を言っているのではなしに、意見がおかしいということを行っているので、間違いないようにひとつお願いいたします。

この意見書は、原発の再稼働審査について慎重審議を求めるという意見書を出してくれというふうなことで、今、いろいろ説明がありましたけれども、いまだ規制委員会の結論がどんな結果を出したという何も結論が出ていない今、そういうことをやるとかやらないとか、そんなことを言う必要はありません。ちょうどこの意見書にもありましたけれども、1年1カ月前に、規制委員会の田中委員長は、再稼働の条件は、必ず防災計画というものがきちっとして、かつまた地域の方が安心できるかどうか大きな条件となるでしょうと彼は明言しているわけですね。こういうふうな考え方から、現在、いろいろ審査を行っているわけですから、審査の過程において、重箱の隅をほじくるような言葉も言わずに、雑音を入れることなく無心に審査をしていただく、こういうふうにしていただいたほうがよりベターである。今、やいやい何も言わずに、地域の方が安心し

てできるかどうか大きな条件だと、こう言っているわけですから、それに任すべきだ
というふうなことから、この意見書提出は、我々、反対をいたします。

以上です。

○議長（藤本 勲君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

請願第1号「住民の命と健康を守る立場から、国に対して原発の再稼働審査について
慎重審議を求める意見書を提出してください。」に対する委員長報告は、不採択であり
ます。したがって、原案について採決します。

請願第1号「住民の命と健康を守る立場から、国に対して原発の再稼働審査について
慎重審議を求める意見書を提出してください。」を採択することに賛成の諸君は起立願
います。

〔起立少数〕

○議長（藤本 勲君）

起立少数です。したがって、本案は、不採択とすることに決定しました。

～日程第33 発委第1号～

○議長（藤本 勲君）

次に、日程第33、発委第1号「TPP交渉並びに米政策に関する意見書について」
を議題とします。

意見書（案）については、お手元に配付のとおりです。

提出者の説明を求めます。11番、清水利一君。

○11番（清水利一君）

それでは、発委第1号「TPP交渉並びに米政策に関する意見書について」、提案の
趣旨説明を申し上げます。

政府においては、デフレから脱却に向けた成長戦略を掲げ、「農林水産業・地域の活
力創造プラン」に基づく経済政策を推し進め、今回の農政改革では、TPP交渉の妥結
を視野に、経営所得安定対策の見直しや日本型直接支払制度、さらには農地中間管理機
構を創設されたところではありますが、米政策の見直しについては、正しい理解がなされ
ておらず、農業者に大きな不安と混乱を与える結果となっています。

特に経営所得安定対策での米の直接支払交付金がこれまでの交付単価の半額となった

ことにより、農業経営に対する不安を増幅させており、また、農産物価格が低迷する中での急速な円安による生産資材等のコスト増や消費税率の引き上げに伴って、今後の農業経営が一段と厳しくなる状況が想定されます。

これらのことから、将来に向けて農業所得の増大を図って農業経営を安定させること及び地域農業と農村の発展に向けた取り組みがなされるよう、ＴＰＰ交渉並びに米政策に関する意見書を政府ほか関係機関に提出したいと考えております。

趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（藤本 勲君）

以上で、提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいまから、討論、採決を行います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

異議なしと認め、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

討論なしと認め、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（藤本 勲君）

起立多数です。したがって、発委第１号「ＴＰＰ交渉並びに米政策に関する意見書について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第３４ 諮問第１号～

○議長（藤本 勲君）

次に、日程第３４、諮問第１号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること

について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま上程をされました諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在御就任いただいております人権擁護委員の左近初恵氏の任期が平成26年6月30日をもって満了となります。

つきましては、引き続き左近初恵氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を願います。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（藤本 勲君）

提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 1時03分 休憩）

（午後 1時04分 再開）

○議長（藤本 勲君）

再開します。

お諮りします。

本件は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤本 勲君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり、適任である旨、答申することに決しました。

～日程第35 議員の派遣について～

○議長（藤本 勲君）

次に、日程第35、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣するものといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤本 勲君)

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、平成26年第2回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月5日に開会以来、本日まで21日間にわたり、提案された若狭町の平成25年度一般会計予算をはじめとする各会計の補正予算並びに平成26年度の各会計予算、条例の制定や改正など、重要議案について終始熱心に御審議いただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

なお、理事者各位におかれましては、今定例会において可決されました諸議案につきましては、適切かつ効果的な執行により、住民福祉の向上につながることを願うものであります。

本日は、午後の日程が非常に気にかかっておりまして、相手方への時間遅れの連絡をとらなければならないなど、本当に気にかかったことがございまして、早口で進行することになってしまいました。お許しをいただきたいと思います。

終わりに、今会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼申し上げまして閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より閉会の挨拶があります。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月5日の開会以来、本日まで21日間にわたり、平成25年度若狭町一般会計補正予算、特別会計及び企業会計の補正予算、条例の制定及び一部改正、若狭町公の施設指定管理者の指定、平成26年度若狭町一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算、町道路線の変更及び認定など、数多くの重要案件につきまして御審議を賜りました。

その間、議員の皆様には、提案いただきました案件に対し、本会議並びに各常任委員会におきまして御熱心に御審議いただき、それぞれに適切なる御決議を賜り、まことにありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様からいただきました御意見、御指導につきまして

は、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと思っております。

さて、先日の3月11日で東日本大震災の発生から3年の歳月が経過をいたします。私も災害に対する認識を新たにするとともに、一日も早い復興を願っているところでございます。今年度は、若狭町におきましても台風という災害に見舞われ、いまだに復旧工事が続き、記憶が消えることのない年度となりました。今後も引き続いて一日も早い復旧に努力するとともに、いつ見舞われるかしのない災害の備えを図ってまいり所存でございます。

今回、可決いただきました平成26年度の予算の中にも計上しておりますように、平成26年度は、舞鶴若狭自動車道の全線開通や町制10周年を迎える節目の年でもございます。ますます住民の皆さんとの協働によって、若狭町をより一層すばらしい町にしていく新たな年として考えてまいりたいと思っております。議員各位には、さらなる御支援、御協力を賜りますように心からお願いを申し上げます。

結びになりますが、合併10年を迎える新しい年度、町の様子も少しずつ変わってきておりますけれども、これからも町民の皆さんや議員の皆様方の御理解と御支援をいただきながら、選択と集中を持って、協働のまちづくりを進めさせていただきます。

今後、若狭町のさらなる発展、皆様方の御健康と御多幸、御活躍を心から御祈念を申し上げます。閉会にあたりましての御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

(午後 1時11分 閉会)

上記会議の経過は、事務局長が記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員